平成２４年（フ）第１２６号
山口県下関市後田町５丁目６番Ｒ６―402号市営西の尾住宅
債務者　濵田　喜信
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
山口県下関市新垢田南町２丁目３番Ｒ５―302号
債務者　嶋野　　修（旧姓蔦濵・橋本）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
山口県下関市新垢田南町２丁目３番Ｒ５―302号
債務者　嶋野　友美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
山口県下関市南大坪町６番７号
債務者　昌栄電子サービスこと　辻井　　弘
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５２４号
北九州市八幡東区東台良町６番23号
債務者　上田鯉市郎
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８２号
北九州市八幡東区諏訪１丁目３番12―503号
債務者　菊水　俊賢
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１４号
北九州市小倉北区南丘１丁目25番13―103号
債務者　佐原　浩二
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２７号
北九州市八幡西区大浦２丁目６番２―208号
債務者　山本　祥弘
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1183番地２
債務者　栗巣　聖都
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
青森県八戸市大字白銀町字三島上45番地４
債務者　越後　岩徳
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
青森県八戸市下長５丁目３番28―53号、前住所青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地132　パドックハウス101号
債務者　川口　美耶（旧姓濵中）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
熊本市西区新土河原２丁目４番34号、住民票上の住所熊本市南区中無田町825番地１
債務者　清田紀代美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
青森市花園１丁目１番４号
債務者　柿崎　高史
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
青森県五所川原市大字金山字泉田57番地
債務者　小野　勝次
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字谷口77番地10
債務者　豊澤　直美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字五十嵐12番地11　ハウスあい102号室
債務者　成田　美子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
熊本市東区花立３丁目13番９号　シルクハイツ101
債務者　坂崎　正成
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
山口市平井151番地６　ハイツスエナガ104号
債務者　福田　晃之
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで　山口地方裁判所民事部破産係